

令和8年度南三陸町育英資金奨学生募集について

南三陸町教育委員会では、学校教育法に規定する高等学校等に進学予定又は在学する方を対象に育英資金奨学生を募集します。貸付けを希望される方は、下記の事項を御確認の上、募集期間内に必要書類の提出をお願いします。

1 貸付対象者

- (1) 町内に住所を有する者の子で、学校教育法に規定する高等学校、大学、高等専門学校、専修学校又は各種学校に在学する者であること。
- (2) 勉学に対する強い意欲を有し、学業成績が優秀であること。
 - ・ 在学する学校における学業成績の評定平均値が3.5以上であること。
 - ・ 学習活動その他生活全般を通じて態度及び行動が生徒にふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがあること。
- (3) 就学に関して本人及び保護者の経済的負担が困難であること。(別紙家計基準を参照。)

2 受付期間

令和8年1月13日（火）から令和8年2月13日（金）まで

※ 土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。

※ 受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとなります。

3 貸付金額等

学校の種類等			貸付金額		
高等学校又は高等専門学校	所在地	町内	月額	10,000円以内	
		町外	月額	15,000円以内	
大学、専修学校又は各種学校			月額	44,000円以内	
			入学時	500,000円以内	

※ 貸付金額が高額になるとその後の返還が難しくなる場合があります。

貸付金額と並行し、返還計画も検討するようお願いします。

4 貸付期間

令和8年4月から5年以内（修業年限）とします。

5 提出書類

- (1) 育英資金貸付申請書 様式第1号（教育委員会事務局学務係窓口にて配布）
- (2) 育英資金奨学生推薦書 様式第2号（教育委員会事務局学務係窓口にて専用封筒を併せて配布します。開封したものは無効となります。）
- (3) 世帯全員分の住民票の写し
- (4) 申請者及びその同一の世帯に属する満16歳以上の者に係る源泉徴収票、確定申告書の写しその他所得を証明する書類（令和5年分）
- (5) 申請者及びその同一の世帯に属する満16歳以上の者に係る町税の滞納がないことの証明書（町民税務課窓口にて取得してください。）
- (6) 申請者が現に在学していること又は入学予定であることを証する書類
- (7) その他教育委員会が必要と認める書類

6 提出先

南三陸町教育委員会事務局学務係窓口へ持参してください。

電話：0226-46-2604

7 貸付の決定等

- (1) 選考委員会を開催し、学業成績及び家計状況等を参考に決定します。
- (2) 貸付者は若干名で、貸付決定者には本人宛てに通知します。（3月末を予定しています。）
- (3) この事業は、南三陸町育英資金貸付金で運用されており、基金の範囲内で貸付者を決定します。

8 貸付決定後の手続き

- (1) 貸付決定後、誓約書、貸付及び返還契約書などを提出していただきます。
その際、連帯保証人2名を立てる必要があります。
- (2) 貸付金は、4月分及び一時金を、4月末を目途に指定口座へ振り込みます。5月以降は、毎月月末までに振り込みをします。

《連帯保証人》

- ・ 奨学生の保護者である連帯保証人は、1人以内となります。
- ・ 保証人のもう1人は独立の生計を営み、育英資金の返還の責めを負うことができ資力を有する者となります。

9 育英資金の返還

- (1) 育英資金の返還は、貸付けが終了した年度の翌々年度の4月から10年以内に返還していただきます。
- (2) 貸付金は、無利子となります。
- (3) 返還は、年賦、半年賦、月賦のいずれかを選択し、町が発行する納入通知書により返還することになります。
- (4) 育英資金の返還金は、次の奨学生へ貸付を行うために必要な財源となります。
そのため、必ず定められた期限内に納入していただくようお願いいたします。

家計基準については、以下のとおりです。

【家計基準】

貸付対象者の属する世帯の1年間（令和7年分）の認定所得金額が別表第1の基準金額以下であること。

認定所得金額とは、審査所得金額（※1）の世帯における合計額（「世帯合計所得金額」という。）から特別控除（※2）を控除して算出した金額をいう。

※1 審査所得金額・・・世帯の収入のある者の1年間の総収入額から必要経費（給与収入（所得）等の場合にあっては、別表第2に掲げる額）を控除した額

※2 特別控除・・・世帯の状態により控除することを認められる別表第3に掲げる額

【例】父、母、姉、祖父に収入がある場合

父の収入	-	必要経費又は別表第2	=	審査所得金額	→ A	} 世帯合計所得金額
母の収入	-	必要経費又は別表第2	=	審査所得金額	→ B	
姉の収入	-	必要経費又は別表第2	=	審査所得金額	→ C	
祖父の収入	-	必要経費又は別表第2	=	審査所得金額	→ D	

$$\boxed{\text{世帯合計所得金額}} - \boxed{\text{特別控除額（別表第3）}} = \text{認定所得金額}$$

→別表第1の基準金額以下であること

別表第1

区分		基準金額
世帯人員	1人	1,430,000円
	2人	2,290,000円
	3人	2,640,000円
	4人	2,860,000円
	5人	3,070,000円
	6人	3,250,000円
	7人	3,410,000円

備考 世帯人員が7人を超える場合は、1人増えるごとに160,000円を世帯人員の基準額に加算する。

別表第2

年間総収入金額	控除金額
4,000,000円以下の場合（ただし、総収入金額が3,290,000円以下の控除額は、総収入金額と同額とする。）	年間総収入金額×0.2 + 2,630,000円
4,000,000円を超える場合	年間総収入金額×0.3 + 2,230,000円
8,780,000円を超える場合	4,860,000円

備考 1万円未満は四捨五入とする。

別表第3

区分	世帯の状態	特別控除額				
A 世帯を対象とする控除	母子又は父子世帯	490,000円				
	就学者のいる世帯	小学校 80,000円				
		中学校 160,000円				
		区分		自宅通学者		
		高等学校	国公立	280,000円		
			私立	410,000円		
		高等専門学校	国公立	360,000円		
			私立	600,000円		
		大学	国公立	590,000円		
			私立	1,010,000円		
		専修学校	高等課程	170,000円		
			私立	370,000円		
			専門課程	220,000円		
			私立	720,000円		
	障害のある人がいる世帯	障害のある者1人につき 860,000円				
	主たる生計支持者が別居している世帯	別居のため特別に支出をしている年間金額。ただし、710,000円を限度とする。				
	長期に療養を必要とする人がいる世帯	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額。				
	火災、風水害又は盗難等の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段（田、畠又は店舗等）に被害があって、将来長期にわたって支出の増大又は収入減になると認められる年間金額。				
B 申請者控除	申請者が高等学校等に進学を予定する場合	280,000円				
	申請者が高等学校等に在学している場合	区分		自宅通学者		
		高等学校	国公立	280,000円		
			私立	410,000円		
		高等専門学校	国公立	360,000円		
			私立	600,000円		
		大学	国公立	590,000円		
			私立	1,010,000円		
		専修学校	高等課程	170,000円		
			私立	370,000円		
			専門課程	220,000円		
			私立	720,000円		
備考 1 A欄の「就学者のいる世帯」による控除には申請者分は含めない。						
2 A欄の控除については、該当する特別の事情が2つ以上ある場合は、これらの特別控除を併せて控除することができるものとする。						